

部活動ガイドライン

平成31年4月

登米市立南方中学校

南方中学校 部活動ガイドライン

1 基本方針

成長期にある児童生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り、学習・部活動などの学校生活と、学校外の活動とを併せて充実したものとすることができるよう、以下の3点に特に留意する。

- (1) 全員加入を原則とする。
- (2) 部活動の目標の達成に向け、意図的、計画的に活動させる。
- (3) 部活動の休養日及び活動時間等についての基準を順守して活動させる。

2 目標

- (1) 同じ目的をもった生徒が学年の枠を超え、活動を通して、個性の伸長や健康な心身の発達、たくましい心を育むとともに、人間性や社会性を磨く。
- (2) 教師と生徒、生徒と生徒など、学年や年代を超えた人間的なふれあいの場を通し、より望ましい人間関係を育てる。
- (3) 生徒の興味・関心に基づき、楽しく、意欲的に活動させることにより、満足感や充実感を味わわせ、自主性や主体性を育む。

3 重点事項

- (1) 部活動の決まりを守り、部毎の計画（月間、年間）に基づいて実施する。
- (2) 時間や場所を有効に活用し、相互に励まし合い、助け合って自主的に活動できるようにする。

4 部活動の休養日及び活動時間等についての基準

(1) 休養日について

① 学期中の休養日の設定

- ・週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
- ・また、児童生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

※ 「ハイシーズン」の設定

- ・年間を通して様々な大会があるが、中学校総合体育大会や新人大会、東北大会・全国大会、各種コンクールなど目標とする大会で力を発揮するためには技能を強化する時期が必要であり、上記の基準だけでは児童生徒・保護者のニーズに応えられない現状がある。
- ・したがって、このような時期は「ハイシーズン」として活動日を増やし、その分、それ以外の時期に休養日を十分に確保し、児童生徒の身体的な疲労の蓄積やバーンアウト（燃え尽き）を防止するとともに、部活動に対する意欲の維持、向上に努めることが大切である。
- ・その際には、恒常的にハイシーズンとならないよう、生徒の教育上の意義、生徒および顧問の負担軽減の観点から、参加する大会、コンクールを精査する。
- ・ハイシーズンの設定は、1回につき最長1か月間、年間3回までとする。なお、上位大会に進出した場合には、期間を延長することを可能とする。

- ・夏季休業中の1週間程度及び冬季休業中の2週間を、原則としてオフシーズンとし、部活動を中止し休養日とする。

(2) 活動時間について

① 1日の活動時間

- ・長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

② 朝練習については、原則禁止とする。

ただし、大会やコンクール等の前など特別な事情があり、校長が認めた場合のみ限定的に可能とし、最大限3週間程度とする。その場合も学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度となるよう計画する。

③ 時期ごとの活動時間は、学校の教育活動全体のバランスを考えて次の通りとする。

<月曜日～金曜日>

4月	18:00 完全下校
5月～6月	18:30 完全下校
7月～9月	18:00 完全下校
10月～1月	17:00 完全下校
2月～3月	17:30 完全下校

- ・完全下校15分前には活動を終了し、完全下校時間を守る。
- ・1年生の完全下校は本入部完了の4月26日までは17:00を完全下校時間とする。
*天候や気温の急激な変化、風邪の流行などの状況により、部活動の中止や完全下校の時間が変わる場合がある。

(3) 延長活動について

① 別紙の願い書を提出して学校長の許可を得ること。(保護者の承諾を得ることとする)

② 中体連主催の大会で県大会に通じる大会は2週間前から30分の延長が可能。

*ただし5・6月は延長されていることとみなし、再延長はできないものとする。

*10月1日から市中新人陸上競技大会前日までの完全下校は17:30とし、大会当日以降、1月までを17:00とする。

③ 週末・祝日・休業日の活動時間の目安は、

午前の場合は9:00～12:00 午後の場合は13:00～16:00

(4) 長期休業中の活動

① 午前の場合は9:00～12:00、午後の場合は13:00～16:00とする。

② 活動日数については、生徒の諸活動・休養などのバランスを十分考慮する。

③ 週末については活動を行わない。

(5) 11月から1月の部活動一斉トレーニングについて

① 11月から1月までの下校時間が早い時期については、全ての部活動を対象に全校一斉で合同トレーニングを行うものとする。

② 活動場所は校庭か体育館とし、部活動担当、各部顧問、体育科を中心に活動内容や場所の決定を行い、進行するものとする。

③ 部長会を中心に活動させる場を設ける。

(6) 活動停止日

○ 期末テストの1週間前からの活動停止を原則とする。

*到達テスト前の停止日等については、前月の職員会議において確認する。

5 対外試合、各種大会参加について

(1) 参加を申し込む際は、参加計画を添付して事前に提出するものとする。

＊顧問 → 部活動主任 → 教務主任 → 教頭 → 校長

(2) 部活動入部届けを受理した段階での1年生の大会参加については、顧問の判断と家庭の了承を受けた場合のみ4月から、その他は5月の連休明けから許可することを原則とする。

6 部の種類

(1) 運動部

- ①野 球 ②卓 球 (男女) ③バドミントン (女) ④ソフトボール (女) ⑤サッカー
⑥バレーボール (女) ⑦ソフトテニス (男女) ⑧陸上競技 (男女) ⑨ 柔道 (男女) ⑩ 剣道 (男女)

(2) 文化部

- ①吹奏楽 (男女) ②美術 (男女) ＊特設部として水泳部、駅伝部を設置する。

7 部の存続について

2年間連続して新入部員がない部活動は、次年度からは募集を行わず、休部とする部活動の対象となり、職員会議で存続の有無についての話し合いを行い、決定することとする。

8 入部・転部について

(1) 入部決定までの流れ (1年生)

- ① 新入生一日入学 部活動の概要説明・活動見学
② 対面式 部の活動内容や特色についての説明
③ 部活動オリエンテーション 活動のねらい・きまり・入部について
④ 第1回部活動希望調査 入学後の生徒の希望を把握
⑤ 部活動見学 1週間前後の期間で、部の見学等を行う
⑥ 仮入部 所属してみたい部で1週間程度活動
⑦ 入部届け 保護者連名で入部届けを提出 → **入部決定 部活動開始**

(2) 転部の手続き

- ① 生徒又は保護者より転部の申し出が、担任・顧問にあった場合は、生徒・顧問 (所属の部の顧問・転部先の顧問) 担任・部活動主任・保護者との話し合いにより、適切であると認めた場合学校長の許可を得て行う。
② 転部許可書に保護者が記入し、学校長の印をもって転部が確定する。
＊用紙は、別紙に定める。

9 部活動中の事故対応について

活動中に事故が起きた場合は、校長・教頭に報告し状況に応じて医師の診断を受ける。

(保護者に事故状況を連絡する。)

※ 緊急電話 救急車 119番

医療機関	登米市民病院	22-5511	森整形外科	22-2787
	佐藤医院	58-2058	島 医院	29-6050

10 外部指導者に関する規定について

各部活動の外部指導者に関する規定を次のように定める。

(1) 資格

- ① 人格、指導面において優れていると学校長が認めた者（満20才以上）
- ② 学校の部活動の指導方針及び顧問教諭の指導計画に従い、日頃から指導にあたることができる者で、公式の試合及び練習試合等に随行できる者。
- ③ 以上の資格を有し、外部指導者としての委嘱を学校長から受けている者。
 - *複数の学校での指導者は、本校の外部指導者としては認めない。
 - *教職員及び教育関係者は外部指導者として認めない。

(2) 活動について

- ① 外部指導者は引率教員（部活動顧問）の下で行動するものとし、教育的な指導の範囲を越えた生徒への指導を行ってはならない。
- ② 大会等の参加については、外部指導者は大会規定に従い、コーチとして、または監督代行としてベンチ入りすることができる。また大会規定などに従い、大会運営に協力すること。
- ③ 委嘱期間は1年間とする。再度登録を行う場合は、新たに委嘱を受けなければならない。

(3) 安全や傷害に対する保障について

- 外部指導者の安全や傷害に関する保障については、学校長の責任において委嘱日から1年間の保険に加入することとする。

(4) 委嘱の取り消し

外部指導者において次のようなことがあった場合には、直ちに学校長が委嘱を取り消すものとする。

- ① 資格に違反等があった場合。
- ② 部活動や大会運営に支障をきたすような行為があった場合。
- ③ 生徒や保護者、顧問や教職員に対する不適切な言動があった場合。

【資料】「部活動指導の手引き」より抜粋（平成31年3月 登米市教育委員会）

7 指導者間の連携

.....(略).....

〈顧問と外部指導者及び部活動指導員が確認すべき事項〉

- ・ 活動目標、活動計画、活動内容
- ・ 顧問と外部指導者及び部活動指導員の役割分担
- ・ 緊急連絡体制、事故発生時の対応等
- ・ 体罰等の禁止
- ・ 児童生徒間トラブル等の児童生徒からの相談に関する情報共有

〈学校とのトラブルになりやすい外部指導者及び部活動指導員の行為の例〉

- ・ 独自判断による練習日・場所・時間・練習内容等の変更
- ・ 独自判断による大会・コンクールへの参加や練習試合・練習会の計画
- ・ 定められた部活動の時間以外における児童生徒への指導
- ・ その他、学校の方針に反する指導等